

# 第1章 総則

## 1 目的

電波法は、電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって、公共の福祉を増進することを目的とする。

## 2 定義（電波法）

|       |  |
|-------|--|
| 電波    | 300万メガヘルツ以下の周波数の電磁波をいう。                        |
| 無線電話  | 電波を利用して、音声その他の音響を送り、又は受けるための通信設備をいう。           |
| 無線設備  | 無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための電氣的設備をいう。            |
| 無線局   | 無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。 |
| 無線従事者 | 無線設備の操作又はその監督を行う者であって、総務大臣の免許を受けたものをいう。        |

### 3 定義（電波法施行規則）

|           |   |
|-----------|---|
| 単向通信方式    | 単一の通信の相手方に対し、送信のみを行う通信方式をいう。  |
| 単信方式      | 相対する方向で、送信が交互に行われる通信方式をいう。  |
| 複信方式      | 相対する方向で、送信が同時に行われる通信方式をいう。  |
| 同報通信方式    | 特定の2以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報の送信のみを行う通信方式をいう。   |
| 無給電中継装置   | 送信機、受信機その他の電源を必要とする機器を使用しないで電波の伝搬方向を変える中継装置をいう。   |
| 無人方式の無線設備 | 自動的に動作する無線設備であつて、通常の状態においては技術操作を直接必要としないものをいう。  |
| 割当周波数     | 無線局に割り当てられた周波数帯の中央の周波数をいう。  |
| 特性周波数     | 与えられた発射において容易に識別し、かつ測定することのできる周波数をいう。   |
| 基準周波数     | 割当周波数に対して、固定し、かつ、特定した位置にある周波数をいう。この場合において、この周波数の割当周波数に対する偏位は、特性周波数が発射によって占有する周波数帯の中央の周波数に対して持つ偏位と同一の絶対値及び同一の符号を持つものとする。 |
| 周波数の許容偏差  | 発射によって占有する周波数帯の中央の周波数の割当周波数からの許容することができる最大の偏差又は発射の特性周波数の基準周波数からの許容することができる最大の偏差をいい、百分分率又はヘルツで表す。                        |
| 占有周波数帯幅   | その上限の周波数を超えて輻射され、及びその下限の周波数未満において輻射される平均電力がそれぞれ与えられた発射によって輻射される全平均電力の   |